

平成 27 年 1 月 21 日

金融庁総務企画局企業開示課

(有識者会議事務局)

御中

一般社団法人 信 託 協 会

**「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)
《コーポレートガバナンス・コード原案》」に関する意見について**

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

	該当箇所	意見
1	総論 補充原則 1-2⑤ 基本原則 5	<ul style="list-style-type: none">・会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上というコーポレートガバナンス・コード策定の趣旨に賛同する。・「補充原則 1-2⑤」に関して、機関投資家等が株主総会に出席し、議決権を行使すること等も対話の一環であり、これが実りのあるものになるためには、「基本原則 5」のとおり、株主総会前も含めた企業と投資家等の「平素の対話」が重要であるものと理解している。・このようなコードの趣旨を踏まえ、資産管理業務を行う信託銀行としても、上場企業と機関投資家等の対話の促進に資するように、機関投資家等が株主総会において信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことができるような実務環境を整備していきたいと考えている。具体的には、有識者会議でも議論のあったとおり、機関投資家等からあらかじめ希望があった場合、信託銀行としては、機関投資家等に対して委任状を発行するなどして対応したいと考えている。なお、今後の上場企業や機関投資家等の議論（経産省対話促進研究会等の議論）も踏まえて、実務を検討する必要があると考えている。・但し、「補充原則 1-2⑤」において「あらかじめ希望する場合」とされていることは、一定の時間的・物理的な制約が想定されていると理解している。信託銀行としては、機関投資家等による株主総会における議決権行使等を行う旨の意思表示が、株主総会開催日の直前になり、時間的・物理的な制約から、機関投資家等が株主総会に出席できない、あるいは議決権行使できないという事態が生じることは、上場企業、機関投資家等、信託銀行等の全ての関係者にとって好ましいことではないと考えている。・以上を踏まえると、対話促進の観点から、機関投資家等は、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを希望する場合には、株主総会前に、上場企業との「平素の対話」の中で、あらかじめ対話しておくことが望ましいと理解している。そのうえで、機関投資家等は自ら議決権の行使等を行う旨を一定の期限までに信託銀行等に対して連絡すること、及び信託銀行等も機関投資家等からの委任状発行依頼について提出期限を設ける等、機関投資家等の議決権行使に備えた一定の事務フローを策定しておくことが、議決権行使等の実務の混乱を回避する観点から合理的な対応であると考えているが、このような理解で良いか。

以 上